

事務連絡
平成29年5月26日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その11）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第52号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第3号）等により、平成28年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1から別添3のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

歯科報酬点数表関係

【医学管理等：歯科治療総合医療管理料、在宅医療：在宅患者歯科治療総合医療管理料】

(問1) 区分番号「B004-6」歯科治療総合医療管理料(I)、区分番号「B004-6-2」歯科治療総合医療管理料(II)、区分番号「C001-4」在宅患者歯科治療総合医療管理料(I)及び区分番号「C001-4-2」在宅患者歯科治療総合医療管理料(II)(以下、「歯科治療総合医療管理料等」)について、当該管理料の算定対象となる各区分の「注1」に掲げる処置等を開始し、必要な医学管理を行っている際に、患者の容体の急変等によりやむを得ず治療を中止し処置等の算定を行わなかった場合、歯科治療総合医療管理料等を算定できるか。

(答) 算定できる。ただし、この場合においては診療録及び診療報酬明細書の摘要欄にその旨を記載すること。